

告示第 5 9 号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 6 条第 5 項の規定により、大規模小売店舗に係る廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 4 年 2 月 2 3 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 フレスタ向島店  
所在地 尾道市向島町字九軒島 5 5 8 1 番 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社フレスタ  
住所 広島県広島市西区横川町三丁目 2 番 3 6 号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1 , 2 3 3 m<sup>2</sup>
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1 , 0 0 0 平方メートル以下となる日  
平成 2 4 年 3 月 1 6 日
- 6 廃止する理由  
店舗建て替えのため
- 7 届出年月日  
平成 2 4 年 2 月 1 7 日